

## 幼稚園教諭免許状又は保育士資格をお持ちの方へ

# 幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得特例制度が始まります (特例制度の概要)

平成27年度から施行予定の新たな「認定こども園制度」への円滑な移行・促進のため、平成31年度末(予定)まで、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件の特例が設けられます。

### ◆特例制度を利用できる方

①②のいずれにも該当する方です。

① 幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかをお持ちの方

② 以下の施設で幼稚園教諭又は保育士として、

「3年かつ4320時間以上の勤務経験※」がある方

(※例えば、1日6時間・週5日勤務以上の場合は、「3年」で満たすことができます。)

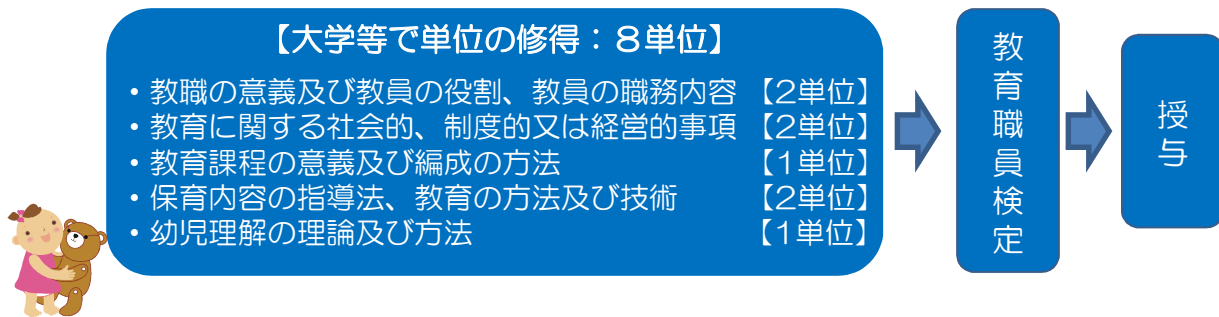
- ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- ・ 幼稚園（特別支援学校の幼稚部含む）、保育所
- ・ 「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設（一部対象外）、へき地保育所
- ・ 幼稚園が設置する認可外保育施設、公立の保育施設



### ◆大学等における単位修得や手続き

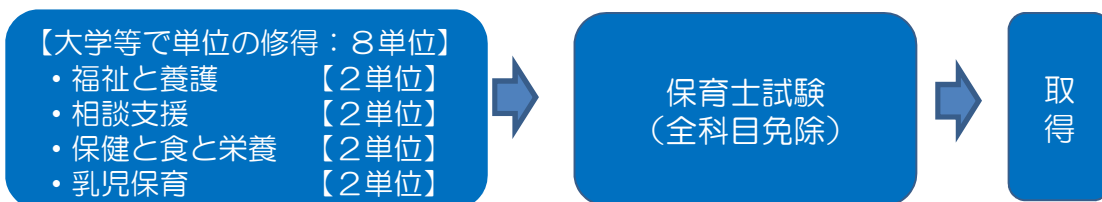
#### <保育士が「幼稚園教諭免許状」を取得する場合>

大学で以下の単位（合計8単位※）を修得し、各都道府県教育委員会における教育職員検定を経て、幼稚園教諭免許状（学士の学位を有する場合は一種、短期大学士・専門学校卒等の場合は二種）が授与されます。（通常、1種の場合は59単位、2種の場合は39単位の修得が必要）



#### <幼稚園教諭が「保育士資格」を取得する場合>

大学等（指定保育士養成施設）で以下の単位（合計8単位）を修得し、保育士試験（試験は全科目免除）を経て、保育士資格が取得できます。（通常、幼稚園教諭免許状を有する者は、34単位の修得が必要。）



※ 詳細な手続きは、今後、都道府県教育委員会や都道府県保育主幹部局等において整備等を予定。

※ 今後、大学等において、順次開講準備が始まる予定。

※ 大学等では、通学や通信課程によって開講されます。通信課程であっても、面接授業（スクーリング）や試験のため、大学等に通う期間があります。